

やまのべ

第25号



大寺地区 北組



相模地区 向ヶ丘

- 2 年頭のごあいさつ／山形県農業委員会大会
- 3 町長へ要望
女性農業委員活動
- 4 鳥獣被害対策
作況雑感2020農地パトロール
- 5 推進委員活動
- 6 新規就農者の紹介
農地中間管理機構
- 7 新庄市産直まゆの郷
耕作放棄予防及び解消対策推進事業
- 8 ストップ！遊休農地／編集後記

年頭のごあいさつ

山辺町農業委員会会長

江口 順市



新年あけましておめでとうござ
います。謹んで新春のお慶びを申
し上げます。また、平素から当農
業委員会の活動に対し、格別なる
ご理解とご協力を賜り、厚く御礼
申し上げます。

昨年の農業におきましては、7
月28日、29日の豪雨による小鶴沢
川の氾濫や、土砂崩れ等、多くの
被害が発生しました。そして新型
コロナウイルス感染症対策に伴う
飲食業、旅館業、交通機関の停滞、
さまざまな行事の中止により、米、
野菜、果物、花の消費の大幅な低
下を招いています。

さて、山辺町の農業を取り巻く
環境は、農業者の高齢化、担い手
不足等、厳しい情勢下にあります。
農地は、安心して安全な農産物の供
給源であり、水の保留保全を図り、
多様な生物の生息する環境を守る
役割を果たしております。

こうした中、農業委員会の役割
として、担い手への農地の集積・
集約化や遊休農地の発生防止・解
消の取り組みなど「農地利用の最
適化の推進」があります。

そうした農地を守る立場から、
毎年農地利用状況調査（農地パト
ロール）を実施しております。

私たち農業委員、農地利用最適
化推進委員は、農業者の代表者と
しての自覚と責任を持ち、皆様の
農業経営の向上に向けて取り組ん
でいく所存でございます。

最後になりますが、農業者をは
じめ、町民の皆様のご理解とご協
力をお願い申し上げ、年頭の挨拶
といたします。

山形県農業委員会大会

令和2年度山形県農業委員会大
会が、昨年11月6日各市町村の農
業委員、農地利用最適化推進委員
の参加の下、新庄市民文化会館で
開催されました。今年度は、コロ
ナ禍の中、マスク着用・手指消毒・
対人距離確保等、感染症防止対策
を講じながらの開催になり、例年
の半数の出席人数でありました。

開会行事では、農業委員会憲章唱
和、主催者挨拶の後、表彰、来賓
祝辞と続き大会に入り、まず、農業
情勢講演の後、議事に入りました。

今年度の大会議事案は(1)次世代
に継承する活力ある農業・農村の
再構築のための政策提案決議、(2)
「地域の農地を活かし、担い手を応
援する全国運動」で新型コロナウイルス禍
の農業・農村を元気にする申し合
わせ決議、(3)農業者年金の加入推
進と情報提供活動の強化に関する
申し合わせ決議、(4)新たな「食料・
農業・農村基本計画」の実現に向
けた取り組み強化に関する申し合

わせ決議、
以上の4議
案が提出さ
れ、いずれ
も満場一致
で可決され
ました。そ
の内(3)の議
案は、村山
地方を代表
して山辺町農業委員会会長の江口
順市氏が提案理由説明を行って参
りました。



最後に、山辺町をはじめ山形県
全体に、農業・農村は、高齢化の
進展や担い手不足が続く、耕作放
棄地の増加等が顕著になるなど、
農業を取り巻く情勢は非常に厳し
い状況にあります。我々農業委員
には、従来以上に地域農業の牽引
役としての自覚を強く持ちながら
活動していかねばならないと
感じてきました。

(広報編集委員 渡辺 秀彦)

町長へ要望

令和2年4月17日改選により新たな体制に移行し、「農地利用の最適化」に向け、適正な執行に努めるため、昨年10月23日に町長へ要望書を提出しました。

一、短期的視点に基づく事項

(1) 担い手育成について
① 果樹農家の経営継続と後継者の確保に関する支援を実施すること。

・後継者の確保、技術継承に係る支援策を検討します。

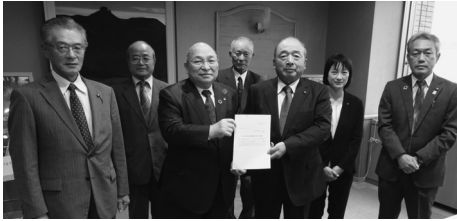
② 認定農業者等への補助制度の予算を継続的に確保すること。

・今後でもできる限りの支援に努めます。

③ 人・農地プランの中心的経営体による、法人化等について町支援策を実施し、町組織の充実強化を図ること。

・関係機関と連携を図り支援制度の情報発信に努め、町組織の充実強化について検討します。

④ 若手農業者組織に対する支援策の充実と強化を実施す



ること。

・できる限りの支援をします。

⑤ 農業次世代人財投資資金については、意欲向上につながる継続的な経営支援と町独自の財政支援を実施すること。

・経営確立のための支援、指導を継続し、町独自の財政支援については、今後検討します。

(2) 鳥獣被害対策について

① 有害鳥獣駆除体制のさらなる強化と地域で行う被害防止活動への予算を確保すること。

・わな免許取得を促進し、地域ぐるみの被害防止活動を検討します。

② 狩猟免許取得の講習会のPR強化と取得者支援に必要な予算を確保すること。

・今後でもできる限り努めます。

(3) 農業委員ならびに農地利用最適化推進委員の活動強化について
委員個々の能力向上のため、他農業委員等との情報交換、研修等に対する予算確保を要請する。・研修等の予算については、検討します。

二、長期的視点に基づく事項

(1) 継続的な農業経営について
① 町外からの就農者等に対する情報発信や、町独自助成制度の創設と予算を確保すること。

・情報発信については、関係機関

と連携を図りながら推進します。町独自助成制度については検討します。

② 農産物の町独自ブランドの開発と六次産業化や農工商連携に向けた取り組みへの支援と取扱量を拡大させること。

・様々な課題がありますので、関係者と協議しながら検討します。

③ 法人化や集落営農への研修支援や、町独自の支援制度を創設すること。

・県が行う支援制度の活用を含め、情報発信に努めます。

(2) 米政策の見直しについて

・国・県に対し、責任を持った施策の推進と水田活用直接支払交付金の現行単価維持を要望いただき、農業所得向上等の施策の充実・強化と財政支援を講じること。

・国に対して責任を持った施策と交付金単価の維持の推進については要望します。町としても、所得向上のための施策に取り組みます。

(3) 遊休農地解消について
遊休農地の発生予防・解消に対する予算を確保すること。

・町として、耕作放棄地解消補助金を交付しながら、遊休農地の発生予防・解消に引き続き取り組みます。

(広報編集委員 多田 秀逸)

女性農業委員活動

令和2年度の山形県農業委員会女性の会臨時総会が昨年9月9日、天童ホテルにおいて開催されました。新型コロナウイルス感染症対策ということで短時間での開催になりました。この度の改選を終え、やと山形県全市町村に女性農業委員、農地利用最適化推進委員が置かれることとなりました。

総会後の研修はなく、他市町村の方々と話し合いもできませんでした。新型コロナウイルス感染症対策で以前のように研修会が開催できない中ですが、次回開催時には山辺町に隣接する女性農業委員、農地利用最適化推進委員の方々に女性農業委員の活動について、どのような活動ができるのかを伺い、山辺町の農業に役立てられるようにできたらと思います。

また、山辺町においてワークショップを地区別に開催されたことがありました。男性が大半の参加でしたが、ぜひ続けていただき、女性も交えてこれからの山辺町の農業を考えていけたらと思います。皆様よりご意見、ご指導をいただき、町の農業を守っていく助けができればと思います。

(広報編集委員 多田 美幸)

鳥獣被害対策

昨年の収穫は、農家の方々の笑顔あり、渋い顔ありと様々です。

高齢者は鳥獣被害には頭を痛めています。特にイノシシの被害です。町の助成金を利用しての電気柵などが有効だと思っっていますが、金額が少なく、みんながみんな利用できるものではありません。それではと、自分で柵を作っている人も何人かいますが、お金と労力が必要で高齢者にはできません。特に、中・作谷沢地区のように少ない面積を何か所も所有している



人は、なおさらのことです。

耕作者は、子どもや孫の「美味しかった」の言葉や笑顔を思い出しながら作り、また、子どもや孫は、故郷に思いをはせながら野菜や果物などを送ってもらい喜んで食べていました。

今の自分には思い当たる良い方法は無いのですが、根本からの対策が必要ではないかと思っっています。春になれば畑へ行き、その時々々の野菜の種をまいたり、苗を植えたりと畑作業が多くなり、元気がなくなって医者へ行くことなど忘れて頑張っている話を時々耳にします。

今以上の鳥獣被害対策への行政の支援があれば、町の医療費も少しは少なくなり、町の財政も少しは楽になって、さらに鳥獣被害対策などに使うことができるはずです。そして健康寿命を長くし、幸せに過ごしていただきたい。

重ねての希望ですが、鳥獣対策をもっと充実していただきたいものです。

(広報編集委員 齋藤 榮)

作況雑感 2020 農地パトロール

昨年の台風被害は山形県、山辺町共に無に等しいものだったが、7月下旬の豪雨による農地被害は甚大だった。土砂崩れによる水田への土砂流入、畦畔の崩れは大小合わせて数十カ所に上った。

水稲については、刈り取り前にコシヒカリを中心に倒伏が目立ち、また、いもち病とカメムシの発生が見られ品質、収量を落とした。

さくらんぼも若干のうるみ果が出たようだ。一昨年多かったリンゴの黒星病は、対策と防除で発生は少なかったようだが、サビ果が多くみられたようだ。

夏の高温、ゲリラ豪雨と言うべき雨の降り方、まさに異常気象のなせる業なのか。これらを前に何の手出しもできない自分に、はがゆい思いでいっぱいである。

昨年の7月と8月に農地パトロールを実施し、遊休農地と耕作放棄地、7月豪雨被害農地の一部、新規就農者の園地(作谷沢地区)、電気柵を導入した園地(中地区)、そば団地(作谷沢地区)等を見て



回った。見て回るたびに耕作放棄地が増えてるように思われる。高齢化に加え、後継者がいないさらに、頼るべき担い手がいらないという傾向が特に中山間部でみられる。何か打開策はないのか思案、思案の2日間だった。

(広報編集委員 岡崎 政志)

推進委員活動(山辺地区)

私は、農業を始めて15年になります。父が農業をした時代は、三本鋤、耕運機など、小さい機械で行っていたが、現在はトラクター、コンバイン等大型の機械での農業になり、高額な機械が多く大変である。そのため、小規模農家への負担が大きく、耕作放棄地が増える原因でもある。耕作放棄地が増える前にマッチングしようと努力しているが、一区画10a、



20aの水田、畑では規模拡大に繋がらないため、マッチングするのは難しいのが現状である。

しかし、そのような状況でも耕作放棄地を出さないためには集約化しなければならぬ。そこで、農地中間管理機構を活用し、農地を集約化し、大規模農家を育成しなければ、今後のマッチングに繋がらない。

耕作放棄地を解消し、転作によるそば栽培をして、3年間かけて農地に戻しても価格が安く利益が出ない農業の継続は難しい。生産を安定させるには、農地中間管理機構を活用し、農地の集約化、規模拡大を推進しなければならない。せめて一区画50a、1ha程度の水田が無ければ利益を出すには大変である。最近では、新型コロナウイルスや7月の豪雨で災害が多く農家も大変ではあるが、農地を集約化し、効率よく農業をすることで、規模拡大ができ、農業収入の向上に繋がると考える。

(農地利用最適化推進委員 武田 義弘)

推進委員活動(相模地区)

昨年4月に農地利用最適化推進委員に就任しましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために各種研修会の延期や中止、または各組織の総会に代わる書面決議での承認など自粛ムードの中、感染防止対策等で、推進活動に支障が生じている現状です。

地球温暖化の影響により、近年集中豪雨による水害や土砂災害が頻発し、激甚化しています。そのような中で、7月末の記録的な豪雨により、相模地区の農地もこれまでにない箇所が災害が発生しました。被災農家を訪問し話を聞いて回りましたが、大変な場所では、山の法面が崩れて土砂が水田に堆積され、今も土砂が崩れるような状況で非常に危険な農地もあり、堆積した土砂を撤去し、原形復旧するには、多額の費用が発生し、非農地申請の希望を求めている農家もおります。道路や水路の復旧作業は、行政や改良区等が工事を進めています。農地の法面崩れ等は個人の負担になるので、



町の災害給付金を利用しても負担が大きく、大変な状況の農地もあり、災害後の農地が遊休農地にならないように行政及び、関係機関との連携、サポートが必要な状況です。

農業従事者の高齢化、後継者不足が年々増え、遊休農地が増加している中で今後、農地所有者の意向を把握して後継者がいない農地を誰に担ってもらうのか、担い手への農地利用の集積・集約とならんで、遊休農地の発生防止・解消に取り組んで行く必要があると考えております。

(農地利用最適化推進委員 鈴木 勇二)

新規就農者の紹介



いからし ゆきえ
五十嵐 幸江さん
(作谷沢地区)

この度、様々な方からのお気遣い、お心遣いを賜り、山辺町作谷沢地区にて、花き生産者として就農しました五十嵐幸江と申します。私は、4年前に夫婦で作谷沢に移住しました。その後、すぐに子どもを授かりました。子どもの未来のことや、孫世代のこと、この地域で幸せに楽しく生きていけるのかを改めて考えるようになりました。地域の方々とたくさん交流する機会をいただきました。

町の過去、現在、未来のことなど様々な話を伺いました。今、日本中が抱えている問題に町はとも早く直面していることを実感しました。

自立した人材と働く場、産業があれば、何とか子ども、孫世代もこの町で生きていられるのではないかと考えました。

私なりに微力ながらできることを実行しようと思ひ、農業という手段でこの町の文化、風土を残しながら、循環型社会をめざし、先輩方と協力しつつ、未来に向かっていきたいと思ひ就農することにしました。

昨年9月の就農に向けて、春から畑を整備してきました。農業用機械の操作や力仕事など当初は心配していましたが、地域の方や町の方のお陰で一つひとつ解決し、何とか畑が出来上がりました。

ひと安心した7月に豪雨があり、予期せぬ水害に見舞われてしまいました。その際も周囲の方が自分のことのように心配し、力を貸してくださいました。心より深く感謝しております。

引き続きご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い致します。

大切な農地を「農地中間管理機構」へ

「農地中間管理事業」は、農地中間管理機構(公益財団法人やまがた農業支援センター)が農地を貸したい農家から借受け、農業経営の効率化や規模拡大を図る担い手農家等へ貸付ける制度です。

農地を貸したい方

- ・農業経営のリタイア、規模縮小を考えている方。
- ・農地の受け手を探している方。

【メリット】

- ・公共機関が農地を預かるので、安心です。
- ・機構から直接賃借料を受け取れます。
- ・契約終了後は、確実に農地が戻ります。
- ・要件に該当すれば「機構集積協力金」が受けられます。

【要件】

- ・農業振興地域内の耕作可能な農地に限ります。

貸付

農地中間管理機構
(公益財団法人やまがた農業支援センター)

貸付
(転貸)

農地を借りたい方

- ・まとまった農地で効率経営を目指す方。
- ・経営の規模拡大を目指す方。
- ・新規に農業参入を目指す方。

【メリット】

- ・貸し手が複数いても、機構だけの契約で済みます。
- ・口座振替で、賃借料の支払いが出来ます。

【要件】

- ・借り手の募集期間内に申し込みをする必要があります。

◆お問い合わせは、農業委員会事務局又は産業課までお願いいたします。

農業委員会事務局 (☎667-1114) 産業課 (☎667-1106)

新庄市産直まゆの郷

私たち農業委員会では、昨年11月6日に山形県農業委員会大会が新庄市で行われたのに合わせて、新庄市の産直まゆの郷を視察研修に行ってきました。

産直まゆの郷は、新庄市の農産直市場です。昭和9年に設置され、66年の歴史に幕を閉じた「旧東北農業試験場（旧蚕糸試験場）」跡地の一部を活用し、平成14年9月、産直まゆの郷がオープンしました。広大な敷地は、憩いと安らぎ、そして市民のシンボルとなっていました。



農家会員数は、122名、業者

会員は51業者おり、安全な農産物生産に努め、地産地消を大切にし、地域に密着し、学校給食でも野菜や米等をたくさん使っていた、というそうです。豊富な品揃えとお求めやすい価格で農家自慢の逸品がそろい、冬期間の漬物や加工品は、伝統の味が受け継がれ、伝統野菜にも力を入れていました。店内入口の花のコーナーには、所狭しと並んだ花が、お客様を迎え、四季を通じてたくさんのお花を取り揃えているそうです。農産物も、毎朝採れたての野菜が届けられ、その品数と、買いやすい価格は、お客様に人気があると思われました。

産直まゆの郷での活気ある雰囲気、農家の方々の笑顔があり、これからの農業もやりがいのあるものとなると思います。とても良い研修となりました。

（広報編集副委員長 佐藤るみ子）

活用してください！「耕作放棄予防及び解消対策推進事業」

山辺町では、農業の担い手への農地集積や新規就農者の確保を図るため、耕作放棄地の発生防止及び解消に対する「耕作放棄予防及び解消対策推進事業」を行っています。内容は以下のとおりです。

対象事業	<ol style="list-style-type: none"> 意欲ある担い手に農地を集積し耕作放棄の発生予防を図るため、樹園地の樹木を伐採し、畑に耕作転換等を実施する事業。 山辺町農業委員会が耕作放棄地であると判定した農地について、耕作のために抜根・整地等を実施する事業。
補助対象者	<ol style="list-style-type: none"> 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画において、農地の借地権又は使用貸借権について6年以上の期間を設定した者。 農地法第3条の規定に基づき、農地の借地権又は使用貸借権について6年以上の権利を設定し、その許可を受けた者。
補助金額	対象事業に要した額、又は、対象となる農地の面積に10アール当たり80,000円を乗じて得た額のいずれか低い額とし、1,000円未満の端数は切り捨てます。

※大規模な事業を計画する場合は、国の補助事業に該当する可能性がありますので、農業委員会事務局へご相談ください。

◆お問い合わせは、農業委員会事務局（☎667-1114）までお願いいたします。

ストップ! 遊休農地

農業委員会では、遊休農地や違反転用等の実態を把握するために農地利用調査を実施しております。全国的に、農家の高齢化や後継者不足により、農地の遊休化が進んでいる状況ですが、山辺町においても、農作物が作付けされない農地が年々増加しております。

農地を管理しないで放置されること、雑草の繁茂、病害虫の発生、有害鳥獣の繁殖等の原因になり、近隣の農地にも多大な迷惑をかけることとなります。やむを得ず休耕される場合でも草刈及び定期的な耕耘を行い、農地を適正に管理されますようお願いいたします。

遊休農地とは…

- ① 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地
- ② その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に著しく劣っていると認められる農地

農業者年金

に加入しませんか

農業者の方なら広く加入できます。

年金の特徴

- ① 少子高齢化時代に強い年金。
- ② 保険料の額は自分で決められます。
- ③ 終身年金で80歳までの保証付き。
- ④ 公的年金ならではの税制上の優遇措置。
- ⑤ 条件を満たす方には、保険料の国庫補助。



詳細については、JAまたは農業委員会へお問い合わせください。

全国農業



新聞

農業経営と暮らしに役立つ情報が載っています。

○発行日 毎週金曜日

○購読料 1ヶ月 700円

*申込みは農業委員会へ

農地の転用には許可が必要です

(市街化区域内農地は届出が必要です) (農地法第4条・5条)

● 農地の転用とは、農地を住宅や道路、工場、山林、資材置場、駐車場等、農地以外のものにする事です。

*無断転用は法律違反になります。

● 転用申請の手続きについては、農業委員会へ事前に相談してください。

優良農地(農用地区域内)は原則転用できません。申請前に産業課農村整備係で確認をしてください。

- 岡崎 政志
- 多田 美幸
- 佐藤るみ子
- 多田 秀逸
- 鈴木 正志
- 渡辺 秀彦
- 江口 順市
- 齋藤 榮

編集委員

昨年、7月の豪雨により土砂崩れが各地区で発生し、農地被害に遭われた皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

また、コロナ禍の中、広報紙の発行に際してご協力をいただいた皆様に感謝いたします。

新型コロナウイルスの感染が世界中に拡大し、経済が冷え込み、各種行事等が中止となり、マスクと消毒液が必須という、我々が経験したことのない時代に入ったように思われます。早急な治療薬、ワクチンの開発が望まれるところです。

広報編集委員会は、農業者の皆様の元気の源になれるような「農委広報やまのべ」の発行を目指して頑張っております。

(広報編集委員長 鈴木 正志)

編集後記

